

指定(介護予防)訪問看護契約書
重要事項説明書
個人情報取り扱い規程

ご利用者名 _____ 様

株式会社D&R
訪問看護ステーション のんき

(介護予防)訪問看護サービス契約書

訪問看護ステーション のんき

____様(以下、「利用者」という)と、株式会社D&R(以下、「事業者」という)が運営する訪問看護ステーションのんき(以下、「事業所」という)は、事業者が利用者に対して行う(介護予防)訪問看護について、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、この(介護予防)訪問看護(以下、「サービス」という)を提供します。

2 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者サービスを提供します。

3 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し後記サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、締結の日から1年間とします。

2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、自動的に契約を更新するものとします。

(サービス内容の変更)

第3条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、後記サービス内容説明書のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合は、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、主治医及び担当の介護支援専門員と連携をとり、必要な援助を行います。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第4条 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日には契約は解除されます。

(利用者の解除権)

第6条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- 二 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業者の解除権)

第7条 事業者は、利用者又はその家族等が、故意又は重大な過失により、法令違反行為、暴言、暴力、ハラスメント、過度な要求、長時間にわたる不当な拘束その他職員の安全確保又は通常業務の遂行に支障を及ぼす行為を行い、サービス提供の継続が困難であると判断した場合には、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員及び主治医や関係機関等と連絡を取り、必要な措置を講じます。

(利用料の滞納)

第8条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催促をすることができます。

2 事業者は、前項の催促をした場合には、担当の介護支援専門員及び主治医と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 第5条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第6条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 四 第7条第1項に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 五 利用者の要介護状態区分が、自立と判定された場合。
- 六 理由の如何を問わず、6ヶ月間継続して利用がない場合。

(損害賠償)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合は、この限りではありません。

2 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第11条 事業者及び事業所の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその

家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

2 事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

(苦情処理)

第12条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情等がある場合は、いつでも後記重要事項説明書記載の苦情申し立て機関に、苦情を申し立てることができます。なお、当事業所の苦情申し立て窓口は下記のとおりです。

名称	訪問看護ステーションのんき
電話	089-989-8150
FAX	089-989-8151

2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第13条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、利用者に説明の上、交付します。

3 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

4 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他のサービス提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。但し、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

重要事項説明書

(介護予防)訪問看護サービスの提供開始にあたり、松山市条例に基づいて、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社D&R
事業者所在地	愛媛県松山市吉藤2丁目18-7
代表者名	永井 智也
電話番号	089-989-8150
法人設立年月日	2026年 4月 1日

事業所名称	訪問看護ステーション のんき
事業所の種類	指定(介護予防)訪問看護
介護保険事業所番号	
事業所所在地	愛媛県松山市美沢2丁目5-47 アイリッシュコート美沢403号
管理者	岡崎 新平
電話番号	089-989-8150(不在時、転送電話にて対応)
FAX番号	089-989-8151
通常の事業の実施地域	松山市(島嶼部除く)、伊予市、伊予郡松前町、東温市、伊予郡砥部町 ※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

2 事業の目的

要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に対し、事業所の保健師、看護師又は准看護師等(以下「看護職員等」という。)が、利用者の居宅において療養上の世話又は必要な診療の補助の適切な訪問看護、介護予防訪問看護(以下「サービス」という。)を提供することを目的とします。

3 運営方針

事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業の実施に当たっては、要介護状態となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。

事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4 職員体制

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。

管理者	看護師 1名 看護師等兼務
【職務内容】	管理者は、主治医の指示に基づき適切なサービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。
看護師等	看護師 3名以上(管理者含む)、准看護師 0名
【職務内容】	看護師等(准看護師除く)は、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明します。看護師等はサービスの提供にあたります。

5 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりです。

営業日	月曜日～金曜日(祝日と12/30～1/3を除く)
営業時間	午前9:00 ～ 午後6:00

※電話等により、24時間連絡対応が可能な体制となっています。

6 サービスの概要及び利用料

(1) サービスの概要

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 療養上の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の指導
- 七 カテーテル等の管理
- 八 リハビリテーション
- 九 その他医師の指示による医療処置

(2) サービスの利用料

介護保険の適用がある場合は、原則として下記利用料金に介護保険負担割合証に示された割合を乗じた額が、利用者の負担額になります。

	単位	単位当たりの利用金額	
		訪問看護	介護予防 訪問看護
(介護予防)訪問看護費	20分未満	3,140円	3,030円
	30分未満	4,710円	4,510円
	30分以上1時間未満	8,230円	7,940円
	1時間以上1時間30分未満	11,280円	10,900円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合	1回(20分)	2,940円	2,840円
		-	2,790円 (12ヶ月超)
	2回(40分)	5,880円	5,680円
		-	5,580円 (12ヶ月超)
緊急時(介護予防)訪問看護加算(Ⅰ) ○利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになってない緊急時	1ヶ月	6,000円(Ⅰ)	6,000円(Ⅰ)

訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、1月に1回加算されます。			
特別管理加算(Ⅰ) 特別管理加算(Ⅱ) ○※特別な管理を要する利用者に対して、事業者が、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月に1回加算されます。	1ヶ月	5,000円(Ⅰ) 2,500円(Ⅱ)	5,000円(Ⅰ) 2,500円(Ⅱ)
初回加算(Ⅰ)(Ⅱ) ○新規に(介護予防)訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回のサービスを行った場合は、1月につき所定単位数が加算されます。病院等を退院・退所した日に初回のサービスを行った場合は、(Ⅰ)を算定します。	1ヶ月	3,500円(Ⅰ) 3,000円(Ⅱ)	3,500円(Ⅰ) 3,000円(Ⅱ)
退院時共同指導加算 ○病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定(介護予防)訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回のサービスを行った場合に、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数が加算されます。	1回につき	6,000円	6,000円
複数名訪問加算(Ⅰ)(Ⅱ) ○厚生労働大臣が定める基準(利用者の身体的理由で、1人の看護師等での訪問看護が困難と認められる場合など)を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対してサービスを行ったときは、1回につきそれぞれの単位数が加算されます。看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対してサービスを行ったときは、(Ⅱ)を算定します。	30分未満	2,540円(Ⅰ) 2,010円(Ⅱ)	2,540円(Ⅰ) 2,010円(Ⅱ)
	30分以上	4,020円(Ⅰ) 3,170円(Ⅱ)	4,020円(Ⅰ) 3,170円(Ⅱ)
早朝・夜間・深夜加算 ○居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は(介護予防)訪問看護計画書上、サービス開始時間が夜間～深夜～早朝の時間帯の場合に加算されます。	早朝 (6:00～8:00) 夜間 (18:00～22:00)	所定単位数×25 %	所定単位数×25 %
	深夜 (22:00～6:00)	所定単位数×50 %	所定単位数×50 %

※特別管理加算(Ⅰ)の対象者

在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

※特別管理加算(Ⅱ)の対象者

・在宅自己腹膜灌流指導管理

- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を留置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

7 その他の費用

一 交通費	通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は通常の事業の実施地域を越えた地点から、公共交通機関の実費又は、片道5キロメートルあたり100円をいただきます。
二 キャンセル料	利用者の都合により、当日の訪問時までには連絡がない場合は、1,000円をキャンセル料として請求させていただきます。（なお、体調不良等のやむを得ない場合は除く。）
三 複写料	1枚 50円
四 エンゼルケア代	15,000円

8 請求・支払い方法

毎月の利用料は、毎月月末締めとし、翌月の10日までに請求書をお渡ししますので、請求月の20日までに以下の方法でお支払いください。

一 指定口座への振込み	〔愛媛信用金庫〕 宮西支店042 普通預金 0215862 株式会社D&R 代表取締役 永井智也
二 口座振替	愛媛信用金庫の金融機関から引き落としが可能です。 ※手続きには約2ヶ月間必要です。 ※休日の場合は翌日引き落とし致します。
三 現金支払い	事業所事務窓口にお持ちください。

9 苦情申し立て窓口

利用者は苦情申し立て等を行った理由で、何らの不利益な取り扱いを受けることはありません。

〔苦情処理を行うための処理体制・手順〕

①	苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行います。
②	相談担当者は速やかに、管理者やその他の職員と共同して、利用者の意見、主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
③	対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する場合は一旦そ

	の旨を利用者に伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行います。
--	--

(苦情相談窓口)

訪問看護ステーション のんき	所在地:松山市美沢2丁目5-47 アイリッシュコート美沢403号 電 話:089-909-8940 担当責任者:永井智也 受付日時:平日9時00分～18時00分
松山市指導監査課	所在地:松山市二番町四丁目7番地2 電 話:089-948-6968 受付日時:平日8時30分～17時15分
愛媛県国民健康保険 団体連合会	所在地:松山市高岡町101番地1 電 話:089-968-8700 受付日時:平日8時30分～17時15分

10 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。サービスの提供に伴って、事業者の賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

事業者は損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

11 利用に際しての留意事項

一 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のリハビリ専門職によるサービスは、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、あくまで看護職員の代わりにさせる訪問となります。

二 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のリハビリ専門職のみによるサービスをご利用の場合、利用開始時と3ヶ月に1回程度は事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態を確認させていただきます。なお、その場合の看護職員による訪問は、あくまでリハビリをする上での全身状態の確認が主な目的であり、看護行為をするものではありません。全身状態の確認を行い、看護行為として日常的なかわりが必要と判断される場合は、介護支援専門員及び主治医とも相談の上、居宅サービス計画等の位置づけにより看護職員によるサービスを検討・導入させていただきます。

三 サービスは、介護保険制度上、利用者に対してのみサービスを提供することとされています。家族の方に対してサービスを行うことはできませんのでご了承ください。

四 看護師等に対する贈り物や飲料等のもてなしは必要ありません。

12 緊急時の対応方法

看護師等は、サービスを実施中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

13 虐待の防止のための措置

一 虐待の防止にかかわる対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知します。

二 虐待防止のための指針を整備します。

三 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

サービス内容説明書

下記のように予定させていただきます。ご確認ください。

訪問回数	看護師	回/週	・	・	曜日
	理学療法士	回/週	・	・	曜日
	作業療法士	回/週	・	・	曜日
(介護予防) 訪問看護費	基本利用料(1回分)	円			
	初回加算(初月のみ)	円			
	緊急時(介護予防)訪問看護加算(1ヶ月)	円			
	特別管理加算(1ヶ月)	円			
	エンゼルケア代(死後処置料)	円			
	交通費(1回分)	(km)			
	合計	(割負担)			

【 支払方法: ☐振込み ・ ☐口座振替 ・ ☐事務所窓口 】

1. サービスの提供開始に際しては、主治医の指示が必要です。訪問看護指示書料(300点)は、医療機関からの請求となります。詳しくは訪問看護指示書発行医療機関にお問い合わせください。
2. サービスの提供開始に際しては、主治医の指示に従います。
3. 当事業所は主治医に対し、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出いたします。
4. サービスの提供にあたっては、(介護予防)訪問看護計画書に基づき適切に実施いたします。
5. エンゼルケア代(死後処置料)は、実費として15,000円をいただきます。

個人情報取扱い規程

当事業所では、利用者及びその家族の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者及びその家族の同意を得ないで、必要な範囲を越えて個人情報を取り扱うことは致しません。

当事業所では、利用者及びその家族からご提供いただいた個人情報を、以下に例示する利用者に対するサービスの提供、介護保険事務などの目的に特定して利用させていただきます。

【当事業所内部での利用目的】

1. 利用者に提供するサービス
2. 介護及び医療保険事務
3. 利用者にかかわる会計、経理、事故の報告等の管理運営業務
4. サービスの質の向上を目的とした研究等にかかわる場合
5. その他利用者にかかわる管理運営に関する場合

【他の事業者等への情報提供】

1. 利用者にかかわる医療機関(他訪問看護ステーション含む)・薬局・居宅介護支援事業者等・他の居宅サービス事業所との連携及び照会への回答
2. サービスの提供にあたり、他の医療機関からの意見・助言を求める場合
3. ご家族関係者への説明
4. 介護及び医療保険事務のうち審査支払い機関へのレセプトの提出、審査支払い機関または保険者からの照会への回答
5. 事故等にかかわる保険会社・調査機関等の専門団体や警察等の公共機関への相談及び届出

【上記以外の利用目的】

1. サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 看護及び介護関連の研究会・学会への報告(個人を特定できない情報)
3. 外部監査機関への情報提供
4. 看護学生等の訪問看護実習の協力

上記項目のうち同意しがたい事項のある場合は、相談窓口までお申し出ください。

※ 訪問看護ステーション のんき

相談窓口電話	089-989-8150
受付時間	平日9時から18時
担当責任者	永井 智也

お申し出のないものは同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。
お申し出に関しては後から撤回・変更を行うことができます。

株式会社D&R 訪問看護ステーション のんき

私は、本書面により契約書内容及び、重要事項ならびに個人情報取扱い規程の説明を受け、同意の上、契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	⑩
	電話	
	代筆	(続柄)

代理人	住所	
	氏名	⑩
	続柄	
	電話	

家族代表	住所	
	氏名	⑩
	続柄	
	電話	

事業者	住所	愛媛県松山市吉藤2丁目18-7
	事業者名	株式会社D&R
	代表者名	代表取締役 永井 智也 ⑩

事業所	住所	愛媛県松山市美沢2丁目5-47 アイリッシュコート美沢403号
	事業所名	訪問看護ステーション のんき

説明者	氏名	
-----	----	--

(注)「代理人」とは、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方です。